

## 第229回神奈川県都市計画審議会〔審議案件の概要〕

日時：平成28年8月30日（火）13:30～16:30（予定）

場所：横浜市開港記念会館 1号室

### 審議案件

#### 第7回線引き見直しについて（46案件）

厚木、大和、海老名、座間、綾瀬、愛川、小田原、南足柄、大井（大井町及び中井町）、松田、開成、山北、箱根及び湯河原（湯河原町及び真鶴町）の14都市計画区域について、次のとおり、線引きの見直しに関連した案件を御審議いただくものです。

##### （1）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（14案件）

都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、当該都市計画区域における主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として整備、開発、及び保全を図るため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更を行うものです。（対象とする都市計画区域は、厚木、大和、海老名、座間、綾瀬、愛川、小田原、南足柄、大井（大井町及び中井町）、松田、開成、山北、箱根及び湯河原（湯河原町及び真鶴町）の14都市計画区域）

##### （2）区域区分の変更（11案件）

平成22年に実施した都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市計画区域における適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、区域区分の変更を行うものです。（対象とする都市計画区域は、厚木、大和、海老名、座間、綾瀬、愛川、小田原、南足柄、大井（大井町及び中井町）、松田及び開成の11都市計画区域）

##### （3）都市再開発の方針の変更（9案件）

計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針などを定め、適切な規制・誘導を図るため、都市再開発の方針の変更を行うものです。（対象とする都市計画区域は、厚木、大和、海老名、座間、綾瀬、小田原、南足柄、大井（大井町及び中井町）及び松田の9都市計画区域）

##### （4）住宅市街地の開発整備の方針の変更（11案件）

大都市地域における都市計画区域について、目標とする住宅市街地のあり方や良好な住宅市街地の整備又は開発の方針などを定め、良好な居住環境の整備、誘導を図るため、住宅市街地の開発整備の方針の変更を行うものです。（対象とする都市計画区域は、厚木、大和、海老名、座間、綾瀬、愛川、小田原、南足柄、大井（大井町及び中井町）、松田及び開成の11都市計画区域）

##### （5）防災街区整備方針の変更（1案件）

密集市街地内の各街区について、計画的な再開発又は開発整備の方針や建築物等の不燃化の方針などを定め、適切な規制・誘導を図るため、防災街区整備方針の変更を行うものです。（対象とする都市計画区域は、大和都市計画区域）